

計画作成年度	令和6年度
計画主体	藤枝市

藤枝市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 藤枝市 産業振興部 農林基盤整備課
所在地 藤枝市岡出山二丁目 15 番 25 号
電話番号 054-643-3350
FAX番号 054-631-9081
メールアドレス norin@city.fujieda.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンカモシカ・サル・ハクビシン・アナグマ・タヌキ・アライグマ・カラス
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	静岡県 藤枝市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	果樹	44	531
	茶	17	245
	野菜	225	2,863
	稲	290	1,208
	イモ類	5	10
	計	581	4,857
ハクビシン	果樹	62	771
	野菜	9	417
	計	71	1,188
ニホンジカ	果樹	12	180
	野菜	5	68
	計	17	248
カラス	果樹	10	162
	野菜	4	67
	計	14	229
サル	果樹	5	91
	野菜	1	14
	計	6	105

(2) 被害の傾向

野生鳥獣の棲家となる荒廃農地や放置竹林などが、依然として多い状況にあり、地域への出没情報が増加している。近年はニホンカモシカの目撃も増加しており出没地域が拡大している。豚熱の影響により、一時期はイノシシの生息頭数は減少したが、再びイノシシの捕獲頭数が増加し被害が拡大しているほか、市街地への出没回数も増加している。

令和5年度の被害状況は、イノシシの被害が多く、豚熱による影響が減

少していると考えられる。これまでイノシシ・ハクビシン・カラス・サルによる被害が主だったが、近年ニホンジカの被害も増加している。特に、イノシシの被害額が全体の6割以上と突出しており、これまでの北部中山間地域から住宅地近郊まで農作物に被害を及ぼす範囲が広がっている。そのような中、地区によっては地元住民が主体となり、地域ぐるみで防護柵等の設置や捕獲を組み合わせ、被害を少しでも軽減させようと努力している地区もある。

令和5年度の被害状況では、ニホンジカの被害額は少ないが、今後増加すると予想し軽減目標に追加する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	581a	4,857千円	900a	9,100千円
ハクビシン	71a	1,188千円	68a	1,020千円
カラス	14a	229千円	12a	210千円
サル	6a	105千円	6a	100千円
ニホンジカ	17a	248千円	15a	230千円
合計値	689a	6,627千円	1,001a	10,660千円

(参考) 令和2年度～令和4年度のイノシシ被害の状況

指標	被害面積	被害金額	捕獲頭数
令和2年度	529 a	5,439 千円	206 頭
令和3年度	571 a	5,959 千円	264 頭
令和4年度	585 a	6,087 千円	361 頭

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況に応じて、猟友会への委託による被害防止目的の捕獲を実施 サルGPS生息状況調査による発信器付きの首輪をサルに装着し、行動範囲やたまり場を調査 	<ul style="list-style-type: none"> 市として、捕獲に協力できる体制づくりを行っているが、捕獲の担い手である猟友会員等の高齢化や減少が進んでおり、新たな担い手の確保が必要 サルやニホンジカは困り餌や

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防止目的の捕獲に対する活動経費支援制度による捕獲者への支援^{※1}、箱わな及び囲いわな購入への助成^{※2} ・ 国の鳥獣被害防止緊急活動支援事業の活用 ・ 貸し出し用捕獲檻の補充と活用。 ・ 捕獲の担い手を継続的に確保するために、新規狩猟免許取得者への助成^{※3} 	<ul style="list-style-type: none"> ・ くくりわなでの捕獲が主であり、専門家によるスキルアップ研修等で捕獲効率の向上が必要 ・ 捕獲した鳥獣については主に、埋設及び減容化施設での処理を行っているが、捕獲鳥獣の地域資源としての活用の研究が必要
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市及び大井川農業協同組合による電気柵・防護フェンス設置の助成 ・ 国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域での防護柵への取り組みも始まっているが、まだ個々による対応が多く、広域的な対策には至っていない ・ 実際に被害に遭わないと危機感を持たない ・ 日中通電していない電気柵も見受けられる
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者へのリーフレットの配布などにより、荒廃農地や藪等の刈り払い、防護柵設置など鳥獣が農作物や人家に近寄りにくい対策の必要性を啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動をしているものの、荒廃農地や放置竹林の増加に歯止めがかからない

※1：藤枝市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱

※2：藤枝市無人防除施設整備事業費補助金交付要綱

※3：藤枝市狩猟免許取得助成金交付要綱

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害対策実施隊による、捕獲者への支援や体制強化、地域との連携を図る。地域住民や農業者が主体となり、実施隊や猟友会、関係団体、行政等が連携して行う地域ぐるみの取組として、加害獣の捕獲による個体数管理、防護フェンス設置等による被害防除、緩衝帯整備等による生息環境管理の3つの施策を組み合わせる。

令和5年度から、一部の地区でサルGPSによる生息状況調査を開始しており、今後は基地局と首輪を増設し、調査域の拡充を図る。また、地域住民や捕獲者を対象とした研修会等を通じて、サル・ニホンジカの捕獲対策強化を図る。これらの取組により令和9年度に掲げる被害軽減目標の達成

を目指す。

○被害状況の把握

- ・ 農業者あて鳥獣被害アンケート調査の実施
- ・ 防護柵設置者に現地で聞き取り
- ・ 猟友会から聞き取り
- ・ ニホンカモシカについては、防護柵等の防除を実施したうえで被害を受けている農業者からの被害写真やニホンカモシカがいた痕跡（糞等）の写真の提供や、自動撮影カメラでの監視。

○鳥獣の習性について理解を深める

- ・ アニマルマップ^{※1}によるサル行動域の提供
- ・ リーフレットの配布
- ・ 被害防止対策による地域研修会

○守れる畑づくりに対する支援

- ・ 地域ぐるみの防護フェンス等設置に対する支援
- ・ 個々の対策（主に防護柵）に対する支援
- ・ 実施隊による防護柵設置指導

○鳥獣が好む環境の減少に対する支援

- ・ 放置竹林伐採に対する支援
- ・ 荒廃農地対策に対する支援

○猟友会との連携

- ・ アニマルマップによるサル行動域の提供
- ・ 鳥獣の出没情報及び被害情報の共有
- ・ 後継者の育成への支援

○近隣市町及び県との連携強化

- ・ 近隣市町との広域的な被害防止目的の捕獲の実施
- ・ 近隣市町との出没情報及び被害情報の共有
- ・ 「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」への参加

※1 GPS 発信器を装着したサルの行動履歴データを閲覧できるソフトウェア。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会との連携を密にし、迅速な捕獲ができる体制を整える。土地勘がある猟友会の藤枝第一、第二、岡部各支所への業務委託による担当区域の捕獲を実施する。
- ・ 実施隊による緊急時対応強化、市内全域の広域的な活動等、猟友会の担当区域を越えて、捕獲体制を補完する幅広い活動を行う。実施隊は安全が十分確保された上で、状況に応じてライフル銃を用いた捕獲も実施する。
- ・ 猟友会以外の狩猟免許所持者の被害防止目的の捕獲申請に対する捕獲

許可により捕獲を実施するほか、農家等による狩猟免許（わな）の取得、捕獲の実施を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～9年度	イノシシ	・ 農業者自らが狩猟免許（わな）を取得し、自分の農地の被害防止をしようとする者に対し、囲いわな及び箱わなを貸出し、効果的な捕獲を図る。
	ニホンジカ	・ 被害発生地の状況を勘案しながら、有害鳥獣捕獲許可による捕獲を猟友会に委託する。 ・ 県が実施する管理捕獲と連携して捕獲を推進していく。 ・ 研修会等を通じて捕獲の拡充を図る。
	サル	・ 被害発生地の状況を勘案しながら、有害鳥獣捕獲許可による捕獲を猟友会に委託する。 ・ 囲いわなを用いて群れの捕獲を推進する。 ・ アニマルマップを活用し捕獲を推進する。
	ハクビシン アナグマ タヌキ アライグマ	・ 農業者自らが自分の農地の被害防止をしようとする者に対し、小動物用捕獲わなを貸出し、効果的な捕獲を図る。
	カラス	・ 被害発生地の状況を勘案しながら、有害鳥獣捕獲許可による捕獲を猟友会に委託する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画に定められた被害防止目的の捕獲に関する事項を遵守し、適正な捕獲を実施する。	
イノシシ	市内での豚熱感染が終息に向かっていることもあり、相談件数や目撃情報も再び増加していることから、地域への出没頻度や個体数が増加している。今後も実施隊や猟友会・農業者による捕獲を実施していくとともに、令和7年度から狩猟期間の被害防止目的の捕獲を強化していくことから、令和7年度以降の捕獲計画数を500頭に設定する。

ニホンジカ	<p>近年、農家や猟友会等から目撃情報や被害報告が多く寄せられているため、研修会等による捕獲方法の拡充を図る。</p> <p>今後も実施隊や猟友会・農業者による捕獲を実施していくことから捕獲数を100頭に設定する。</p>
サル	<p>近年、農家や猟友会等から目撃情報や被害報告が徐々に減少しているが、市内に数十頭程度の群れが複数あり、今後、個体数の増加や被害の拡大も考えられる。近年の被害防止目的の捕獲実績は、令和3年度18頭、令和4年度164頭、令和5年度66頭と捕獲数は増加した。</p> <p>アニマルマップを活用した捕獲も予定しているため、捕獲数を80頭に設定する。</p>
ハクビシン アナグマ タヌキ アライグマ	<p>近年、農家や猟友会等から目撃情報や被害報告が徐々に寄せられつつある状況の中、今後、個体数の増加や被害の拡大も考えられるため、猟友会や農業者による捕獲を実施し、ハクビシンの捕獲数を80頭、アナグマ・タヌキ・アライグマの捕獲数を20頭に設定する。</p>
カラス	<p>近年の被害防止目的の捕獲実績は、元年度40羽、2年度15羽、3年度31羽、4年度23羽、5年度26羽となっている。カラスについては農作物被害に加え糞害による生活被害も起こっていることから、今後も猟友会による銃器を使用した捕獲等の対策を講じ、捕獲数を100羽に設定する。</p>

捕獲鳥獣	被害防止目的の捕獲実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	264	361	361
ニホンジカ	50	92	72
サル	18	164	66
ハクビシン	60	59	80
アナグマ	19	27	35

タヌキ	13	12	29
アライグマ	1	0	0
カラス	31	23	26

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	500	750	1,000
ニホンジカ	100	100	120
サル	80	80	80
ハクビシン	80	80	80
アナグマ	20	20	20
タヌキ	20	20	20
アライグマ	20	20	20
カラス	100	100	100

捕獲等の取組内容
(銃器、わなによる捕獲) <ul style="list-style-type: none"> ・被害のある中山間地域を中心に実施 ・狩猟と被害防止目的の捕獲を組み合わせた効果的な捕獲 ・アニマルマップを活用した捕獲

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施隊は、住民からの通報等により、被害があった場所を中心に迅速な捕獲をするため、ライフル銃を用いる必要がある場合のみ、周囲の安全を確認し事故が起らないようにライフル銃を用いた捕獲も行う。なお、特定ライフル銃の使用もライフル銃と同様の扱いとすることに加え、イノシシ・ニホンジカに限定し捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
藤枝市	権限委譲済

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

令和7年度～ 令和9年度	イノシシ ニホンジカ サル	電気柵・防護フェンス 3,000m (鳥獣被害防止総合対策交付金)
-----------------	---------------------	--------------------------------------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	イノシシ ニホンジカ サル	市と農業者が維持管理協定を結び、農業者が今後の維持管理を行う。 多面的機能支払交付金を活用し、侵入防止柵の設置・保守管理活動に対する支援を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

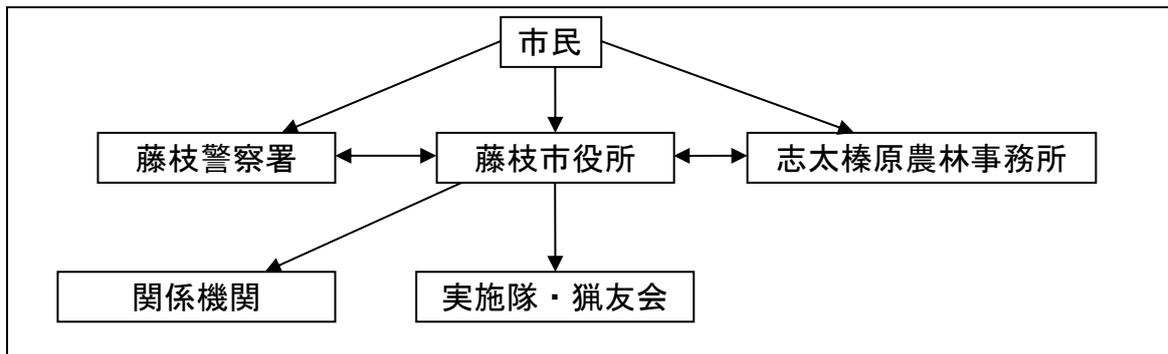
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンカモシカ サル ハクビシン アナグマ タヌキ アライグマ カラス	中山間地域を中心に、実施隊による地域研修会を実施し、被害軽減に対する地域の意識高揚を図り、地域住民自らが主体となって被害防止活動に取り組む体制づくりを目指す。 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して緩衝帯整備を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
藤枝市	現場状況の確認及び情報収集、関係機関への連絡調整、有害鳥獣捕獲許可事務、その他必要と認められる事項
藤枝警察署	現場状況の確認及び情報収集、緊急時における市民安全のための避難誘導等
静岡県志太榛原農林事務所	現場状況の確認及び情報収集、関係機関への連絡調整
実施隊・猟友会	現場への出動、被害防止目的の捕獲の実施・助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については減容化施設へ搬入、狩猟者が食肉として自家消費及び食肉処理業の許可を持つ施設による利活用、又は埋設処分している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲者が民間の食肉施設へ捕獲個体を持ち込んでいる。
ペットフード	特になし。
皮革	特になし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし。

(2) 処理加工施設の取組

特になし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	藤枝市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
藤枝市農林基盤整備課	事務局及び協議会に関する全般的な管理及び調整

藤枝市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供
大井川農業協同組合	対象地域の巡回、技術指導、情報提供
志太猟友会	有害鳥獣関連情報提供及び被害防止目的の捕獲の実施
藤枝市鳥獣被害対策実施隊	被害防止目的の捕獲及び地域活動との連携強化等の実施
森林組合おおいがわ	有害鳥獣関連情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県志太榛原農林事務所	有害鳥獣関連の情報提供や被害防止技術の情報提供並びに助言・指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年4月に鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員は、志太猟友会藤枝第1支所・藤枝第2支所・岡部支所から推薦された会員及び藤枝市職員。隊員数は、全員で40名以内。

活動内容は、対象鳥獣の捕獲、農家への講習会や農家と連携した対応策の検討、専門的な講師を招いた地域研修会の開催、生息状況調査、有害鳥獣パトロールのほか被害防止対策に関すること。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

効果的な被害防止対策や被害状況等の情報交換など、市町域を超えた周辺地域との連携を促進する。

不適切な電気柵の設置による感電事故を予防するため、正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

技術の習得や情報、情勢を把握するために、「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」など関係機関とともに先進事例視察や情報交換会、研修会等を開催する。また、実施隊の民間隊員も研修会へ参加し、知識や技術の研鑽を図る。

具体的な対策の実施にあたっては、鳥獣被害対策総合アドバイザーや猟友会など専門的立場からの指導、助言を受け、適切な被害防止策を講じる。

被害防止対策を地域ぐるみで実践する意識を高揚させるために、被害対策に関わるDVD等の資料の貸し出しを行う。